

原料費調整制度に基づく

令和6年10月のガス料金のお知らせ

令和6年8月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和6年10月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和6年5月～令和6年7月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、政府支援の酷暑乗り切り緊急支援事業(※)を踏まえ、原料費調整後の単価から1m³当たり17.5円の値引きが反映されています。

令和6年10月検針分に適用する料金は、広報上越10月号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口で掲示し、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和6年10月）

一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
 基準単位料金に対しては △41.26円（税込）下方調整して料金を算定します。
 また、基本料金は変わりません。

区 分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	136.73	134.96	133.50

※ 調整単位料金は、政府の支援で、17.5円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
 (上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和6年10月 適用料金	令和6年9月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	5,141円/月	5,066円/月	75円/月	1.5%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量35m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

※ 政府の支援により、612円（=35m³×17.5円）が値引きされています。

【参考】

1か月の ご使用量	令和6年10月 適用料金	令和6年9月 適用料金	増減額	増減率
100m ³	13,914円/月	13,699円/月	215円/月	1.6%

※ 政府の支援により、1,750円（=100m³×17.5円）が値引きされています。

＜お問い合わせ先＞

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和 6 年 5 月～令和 6 年 7 月 (令和 6 年 10 月検針分に適用)	令和 6 年 4 月～令和 6 年 6 月 (令和 6 年 9 月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	95,390 円/t	92,790 円/t
基準平均原料価格※ ²	124,190 円/t	

※ 1 平均原料価格 = LNG 平均価格 × 0.9748 + LPG 平均価格 × 0.0405

※ 2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和 4 年 6 月から 8 月までの LNG 平均価格 123,110 円 × 0.9748 + 令和 4 年 6 月から 8 月までの LPG 平均価格 103,230 円 × 0.0405）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG 平均原料価格} &= \text{LNG 平均価格 (令和 6 年 5 月～令和 6 年 7 月貿易統計値)} \times 0.9748 \\ &= 93,830 \text{ 円/t} \times 0.9748 \\ &= 91,465.484 \text{ 円/t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG 平均原料価格} &= \text{LPG 平均価格 (令和 6 年 5 月～令和 6 年 7 月貿易統計値)} \times 0.0405 \\ &= 96,800 \text{ 円/t} \times 0.0405 \\ &= 3,920.400 \text{ 円/t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG 平均原料価格} + \text{LPG 平均原料価格} \\ &= 91,465.484 \text{ 円/t} + 3,920.400 \text{ 円/t} \\ &= 95,385.884 \text{ 円/t} \\ &\quad \downarrow \text{ (10 円未満四捨五入)} \\ &= 95,390 \text{ 円/t} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 95,390 \text{ 円/t} - 124,190 \text{ 円/t} \\ &= \Delta 28,800 \text{ 円/t} \\ &\quad \downarrow \text{ (100 円未満切捨て)} \\ &= \Delta 28,800 \text{ 円/t} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1 m³あたり）の算定（一般契約 B 区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times \Delta 28,800 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + \Delta 23.7600 \text{ 円} \\ &= 176.22 \text{ 円} + \Delta 23.76 \text{ 円 (小数点第 3 位以下切上げ)} \\ &= 152.46 \text{ 円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1 m³ 当たり 17.5 円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 176.22 \text{ 円} + (\Delta 23.76 \text{ 円} - 17.5 \text{ 円}) = 134.96 \text{ 円}$$

※ 原料価格変動額 100 円につき基準単位料金単価を 1 m³ 当たり 0.0825 円（0.075 円に 1.1 を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1 m³ 当たり Δ 41.26 円（税込）下方調整します。